

毎月勤労統計調査に関する年表

	年月日	内容	出典
(1)	平成 8(1996)年以降	調査対象事業所数を 33,000 事業所と公表していたが、30,000 事業所しか調査対象としていなかった。(平成 7 年以前は確認中)	厚労省 PR(平成 7 年以前については厚労省説明)
(2)	平成 15(2003)年	作業要領作成。「500 人以上の事業所が東京都に集中し、全数調査にしなくても精度が確保できる」と記述。	読売新聞 1/17 配信記事
(3)	平成 16(2004)年以降	東京都に対し、「500 人以上の規模の事業所」についても、本来全数調査のところ、抽出した事業者名簿を送付(平成 30 年 10 月分で概ね 1/3)。ただし集計の際、本来必要な復元をしなかった。	厚労省 PR
(4)	平成 21(2009)年以降 (～平成 29 年まで)	東京都における「499 人以下規模の事業所」等についても、一部に、異なる抽出率の復元が行われない集計となっていた。	厚労省 PR
(5)	平成 26(2014)年	平成 27 年調査向け作業要領から、「500 人以上の事業所が東京都に集中し、全数調査にしなくても精度が確保できる」の記述がなくなる	読売新聞 1/17 配信記事
(6)	平成 27(2015)年 10 月 16 日	経済財政諮問会議において麻生太郎議員より「事業所サンプルの入れ替え時に「非連続な動き(数値のギャップ)」が生じているのではないか」と問題提起。	厚労省公表資料 「毎月勤労統計：賃金データの見方」
(7)	同年 11 月 4 日	経済財政諮問会議において有識者議員より「2 年ないし 3 年に一度、サンプル全体の交替を行う。これに伴い、賃金、労働時間等に断層が生じるが、この調整(ギャップ修正)により数値が過去に遡って改訂されている。」との例示あり。	厚労省公表資料 「毎月勤労統計：賃金データの見方」
(8)	平成 28(2016)年 10 月 27 日	厚生労働省、499 人以下の事業所の抽出方法を変更する(ローテーション・サンプリングの導入)等の承認申請を総務省に提出。500 人以上の事業所について全数調査を継続すると明記。 (調査対象数についても、「約 33,000 事業所」から「約 33,200 事業所」とする変更も含む)	朝日新聞 1/16 配信記事(調査対象数については厚生労働省発政統 1027 第 2 号「期間統計調査の変更について(申請)」)

(9)	平成 29(2017)年 1 月 27 日	統計委員会、「期間統計調査の変更について(申請)」について「承認して差し支えない」旨、総務大臣に対して答申	統計委第 2 号「諮問第 97 号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」
(10)	平成 30(2018)年 1 月以降	東京都の抽出分について、集計時の復元を開始。	厚労省 PR
(11)	同月以降	ローテーション・サンプリング(部分入れ替え方式)の導入。同時に、労働者数推計のベンチマークも「平成 26 年経済センサス—基礎調査」に基づくものに更新。	厚労省資料「毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリング(部分入れ替え方式)の導入に伴う対応について」
(12)	同年 6 月	神奈川県、愛知県、大阪府に対し「500 人以上規模の事業所」について平成 31 年から抽出調査を行う予定である旨の連絡。	厚労省 PR
(13)	〃	神奈川県、愛知県、大阪府に平成 31 年の調査対象事業所リストを通知した際、抽出調査に切り替えると伝えず、従来 of 事業所数から約 1 割を削除したリストを示していた。	毎日新聞 1/16 日 記事
(14)	同年 8~9 月ごろ	毎月勤労統計調査の信用性をめぐる記事等が見られるようになる。 (例) 8/12 門間一夫「脱デフレの賃金上昇率は、統計の歪み」 9/12 西日本新聞「統計所得、過大に上昇 政府の手法変更が影響 専門家からは批判も」 9/22 東京新聞「算出方法変更で賃金大幅伸び 今年の勤労統計 大企業多く反映」	
(15)	同年 8 月 28 日	第 125 回統計委員会において、「毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリング(部分入れ替え方式)の導入に伴う対応」について議論。情報提供全般の一層の充実を早急に図る必要について指摘。	総務省第 125 回 統計委員会議事 概要
(16)	同年 9 月 28 日	第 126 回統計委員会において、厚生労働省「毎月勤労統計:賃金データの見方」資料提示。改定と同時に提供することを要望される。	総務省第 126 回 統計委員会議事 概要

(17)	同年 12 月	総務省、厚生労働省に対して全数調査の「500 人以上規模の事業所」において平成 29 年と平成 30 年に数値の不連続がある旨指摘。	厚労省 PR
(18)	同年 12 月 13 日	担当の政策統括官に、「500 人以上の規模の事業所」も抽出調査であった旨報告。素直に総務省らに報告すべき旨指示	厚労省説明
(19)	同日	統計委員会委員長および総務省に抽出調査であった旨説明。統計委員長から大きな問題と指摘。	厚労省 PR
(20)	12 月 20 日	根本厚労相に報告が上がる	毎日新聞 1/16 記事
(21)	平成 31(2019)年 1 月 11 日	厚労省 PR「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」、「雇用保険、労災保険等の追加給付について」を公表	厚労省 PR
(22)	同日	「追加給付問い合わせ専用ダイヤル」設置	厚労省 PR
(23)	同年 1 月 17 日	統計委員会に報告	
(24)	同日	毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会を設置、第一回会合開催	
(25)	同年 1 月 18 日	修正平成 31 年度予算案閣議決定	

※ 注)厚生労働省 PR:平成 31 年 1 月 11 日付厚生労働省プレスリリース「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」

以上